

## 「東京女性未来フォーラム共同宣言」賛同規約

令和6年3月5日制定 5産労総企第1318号

### (目的)

第1条 女性活躍・女性登用の取組に積極的な企業、団体（以下「企業等」という。）とともに、「東京女性未来フォーラム共同宣言」を行い、女性活躍・女性登用にに向けた経営者の意識や職場の文化の変革を促す社会的なムーブメントを醸成し、女性活躍に向けたネットワークを広げることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本規約の対象者は、「東京女性未来フォーラム共同宣言」に賛同している企業等及び「東京女性未来フォーラム共同宣言」に賛同申請を行う企業等とする。

### (賛同申請の要件)

第3条 「東京女性未来フォーラム共同宣言」に賛同する要件は、次の各号を満たすこととする。

- (1) 「東京女性未来フォーラム共同宣言」に賛同し、東京都が実施する女性活躍に向けた取組に協力すること。
- (2) 都内に本社又は支社が所在する法人であること。
- (3) 労働関係法令違反をしていないこと。

- (4) 反社会的勢力と関わりがないこと。
- (5) 業務停止命令や行政処分などを受けていないこと。
- (6) 各種助成金の不正受給をしていないこと。

(賛同企業等)

第4条 東京都は、前条各号を満たしていると認めた企業等を賛同企業等とし、「東京女性未来フォーラム」ホームページに企業等名及び宣言パネルを掲載するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 賛同企業等は、登録内容に変更が生じた場合は、事務局に連絡するものとする。

(賛同の辞退)

第6条 賛同企業等は、「東京女性未来フォーラム共同宣言」への賛同を辞退しようとするときは、事務局に連絡するものとする。

(賛同の取消し)

第7条 東京都は、賛同企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当ホームページの賛同企業等一覧から取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

(2) その他、東京都において取消しが適当と認められるとき

附則

この規約は、令和6年3月5日から施行する。